9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、工事名ごとに「令和３年度　１号清水立体尾羽第２高架橋鋼上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」、「令和３年度　１号清水立体尾羽第３高架橋鋼上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」、「令和３年度　中部縦貫下切高架橋鋼上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　１に示す工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、１に示す工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

大阪大学（吹田）医学部附属病院統合診療棟等新営その他工事に係る特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請について

標記について、下記要領により特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の一般競争参加資格審査申請を受け付けることとしたので、希望者は申請されたく、公示する。

令和３年４月15日

国立大学法人大阪大学総長　西尾章治郎

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27

1　工事概要等

⑴　工事名　大阪大学（吹田）医学部附属病院統合診療棟等新営その他工事

⑵　工事場所　大阪府吹田市山田丘１－１（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）

⑶　工事概要

【統合診療棟一新営】主要構造　Ｓ造・ＳＲ造・免震、階数　地上８階・地下２階、工事延べ面積　68,480.95㎡

【外来・中診棟一改修】主要構造　ＳＲ造、階数　地上５階・地下１階、工事延べ面積　43,682.54㎡

【オンコロジーセンター棟一改修】主要構造　Ｓ造、階数　地上５階・地下１階、工事延べ面積　3,469.26㎡

⑷　工期　令和６年10月31日

⑸　使用する主要な資機材　鉄筋　約5,938ｔ、コンクリート　躯体コンクリート約42,848㎥＋仕上げコンクリート約1,338㎥、型枠　約53,363㎡、鉄骨　本体約10,379ｔ＋付帯約1,373ｔ、ガラス　約3,219㎡、ＬＧＳ間仕切　94,655㎡

2　共同企業体一般競争参加資格審査申請書の受付期間及び提出方法

令和３年４月15日（木）から令和３年５月10日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。

下記３に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

3　共同企業体一般競争参加資格審査申請書の受付場所

〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号

国立大学法人大阪大学　担当部署名　施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116

4　提出書類　特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請書（建設工事）他

5　共同企業体の構成員の数、資格要件等　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同企業体であること。

⑴　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省において令和３・４年度の建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成18年度以降に、元請（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接請け負うことをいう。以下同じ。）として完成し、引渡しが完了した次の要件を満たす施工実績を有すること。

また、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、この一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

①　単体又は共同企業体の代表者　次の㈠から㈢の要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㈠　病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院をいう。以下同じ。）における診療の用に供する建物の工事であること。

㈡　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の工事であること。

㈢　新築、増築又は改築の工事であること。

㈣　㈢に係る部分の床面積の合計が２万平方メートル以上の工事であること。

ただし、上記㈠から㈣まではすべて同一建築物の実績であること。また㈡については主たる構造種別である場合とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。㈢については躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。

②　共同企業体の代表者以外の構成員　次の㈠から㈣の要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「代表者以外の構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㈠　病院、校舎、研究施設又は庁舎の工事であること。

㈡　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の工事であること。

㈢　新築、増築又は改築の工事であること。

㈣　㈢に係る部分の床面積の合計が１万平方メートル以上の工事であること。

ただし、上記㈠から㈣まではすべて同一建築物の実績であること。また、㈡については主たる構造種別である場合とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。㈢については躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。

同種工事の実績及び代表者以外の構成員の実績が、国立大学法人大阪大学発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。